ト　「指導区分」の欄　第16条第１項の規定により決定した指導区分及び医師の氏名を記入する。 チ～ヌ　［略］ ２　［略］	ト　「指導区分」の欄　第16条第１項の規定により決定した指導区分を記入し、及び医師が押印する。 チ～ヌ　［同上］ ２　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

第三号様式、第四号様式、第五号様式、第六号様式及び第七号様式中「㊞」を削る。

附　則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。